

■チェックリスト

それでは、都市計画法第33条の許可の基準を踏まえて、基礎的な事項を整理してみましよう。(調査に際しては、第1章第2節7「関係部局一覧表」を参照してください。)

根拠条文 (法第33条第1項)	調べる事柄	調査結果
第1号	用途地域は何ですか？	() 地域
第2号	道路、公園、広場その他の用に供する空地に関する都市計画が定められていますか？	あり・なし
	接続する道路は？	() メートル
	接続する道路の査定状況は？	査定済み・未査定
第3号	排水の接続先の状況はどうなっていますか？	公共下水道(有・無) () 河川 () 川水系の 既存道路側溝
第4号	給水設備は完備していますか？	あり・なし
	既存の給水施設の位置、形状、寸法は？	口径() ミリメートル
第5号	地区計画が定められていますか？	あり・なし
	建築協定が定められていますか？	あり・なし
第6号	公共施設、学校その他の公益的な施設に関する調査を行ってください。	
第7号	区域内の土地が、地盤の軟弱な土地かどうか、崖崩れ又は出水の恐れのある土地かどうか、これらについて調査してください。	
	宅地造成工事規制区域の内外	区域内・区域外
第8号	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域	区域内・区域外
第9号	1ha(特別緑地保全地区の区域及び保全配慮地区の区域内は0.3ha)以上の開発計画の場合には、「植生調査」、「樹木の保存、表土の保全」を行ってください。	
第10号	1ha以上の面積の開発計画の場合には、風向き、日照条件等の自然的条件の調査を行ってください。	
第11号	40ha以上の面積の開発計画については、道路、鉄道による輸送の便等の調査を行う。	
第12号 第13号	申請者の資力、信用は？ 工事施行者の能力は？ ※これらの審査は開発許可申請時点で行います。	
第14号	権利関係などの調査を行ってください。 ※区域の隣接地も含んだ調査をお願いします。	

■チェックリスト

その他の、基本的な調査事項についてチェックしてください。

(調査に際しては、第1章第2節7「関係部局一覧表」を参照してください。)

関係する法令、基準	調 べ る 事 柄	調 査 結 果
<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法 ・首都圏整備法 ・文化財保護法 ・河川法 ・特定都市河川浸水被害対策法 ・農地法 ・大店立地法 ・土壤汚染対策法 ・その他 市条例、規則 関連要綱 ※法令名称は略称	国土法による届出の必要性	あり・なし
	首都圏整備法における既成市街地の内外	なか・そと
	区画整理施行地区の内外と、その名称	なか・そと 名称 ()
	埋蔵文化財の有無	あり・なし
	河川区域、河川保全区域	() 区域内
	雨水浸透阻害行為の許可申請の必要性	あり・なし
	農地法による手続きの必要性	許可・届出・その他
	大店立地法による規制の有無	あり・なし
	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の手続きの必要性	あり・なし
	環境アセスメントの必要性	あり・なし
	廃棄物保管施設設置の必要性	あり・なし
	川崎市防災無線経路	経路上・経路外
	土壤汚染対策に関する届出の必要性	あり・なし

■チェックリスト

次に、予定建築物に関する基礎的な事項を整理してみましょう。

	関係する基準、指導	整理する事柄	計画内容
共同 住宅 の 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続道路、区画道路 ・ 川崎市建築基準条例 	予定建築物の延べ面積は？ （建築の規模によって、必要とされる道路の基準があります。）	m ²
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 	予定建築物の高さは？ 計画区域の面積は？	メートル
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 		m ²
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市環境影響評価に関する条例 	予定建築物の高さは？ 計画区域の面積、計画人口は？	人
一戸建て住宅の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 	予定建築物の高さは？ 計画区域の面積は？	メートル
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 		m ²
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市環境影響評価に関する条例 	予定建築物の高さは？ 計画区域面積、計画人口は？	人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画面積 	予定区画面積は？	m ²
その他の場合		予定建築物の用途は？	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市環境影響評価に関する条例 	敷地面積、用途地域、高さ、延べ面積は？	m ² () 地域 メートル m ²